

まちなかで
夢を実現

改修費用最大 **200万円**
家賃半額補助 **3年分**

見附市まちなか賑わい事業支援補助金（空き店舗活用支援事業）

見附市では、中心市街地の空き店舗への出店を促すことで、まちなかの魅力を高め、まちなかの賑わいを創出するため、商店街等のまちなかの空き店舗への出店に対して補助を実施します。

■補助金額■

		改装費・改修費	家賃補助額	家賃補助期間
出店者	特定業種（※）	補助対象経費の <u>2／3以内</u> <u>上限200万円</u>	補助対象経費の <u>1／2以内</u> <u>上限10万円／月</u>	事業開始の月から <u>最長36ヶ月</u>
	特定業種以外	補助対象経費の <u>1／2以内</u> <u>上限50万円</u>		事業開始の月から <u>最長12ヶ月</u> ※U・Iターン者が出店する場合は <u>最長24ヶ月</u>
所有者		補助対象経費の <u>1／2以内</u> <u>上限50万円</u>		

※特定業種とは、一部の小売業、飲食店、福祉・介護などの業種等になります。特定業種以外の対象業種など詳しくはお問い合わせください。

■補助金交付までの流れ■

- ① 補助金申請
※事前にご相談ください。
- ② 審査会の開催、結果をもとに補助金の採否を決定
※審査会では申請者（出店者のみ）より事業についてプレゼンを行ってもらいます。
- ③ 交付決定後、令和8年3月末日までに対象事業を実施
- ④ 事業完了後に実績報告書提出、補助金交付となります。

■募集期間■

令和7年4月4日（金）～令和7年5月30日（金）

◆対象エリア◆

- ① 新町商店街、本町商店街、本町中央商店街、今町商店街のアーケードまたは雁木沿い
- ② 「主要地方道長岡・見附・三条線(みつけ健幸の湯ほっとぴあと中央公民館の間)」沿い
- ③ 今町商店街に隣接する、県道長岡中之島見附線および市道今町・中央線沿いのゾーン

◆補助対象者◆

- ① 出店者:対象エリアの空き店舗を借り上げ対象業種を営む者
- ② 所有者:①の出店者に自己の所有する空き店舗を貸し出す者

◆対象業種◆

① 特定業種

56各種商品小売業、58飲食料品小売業、76飲食店、85社会保険・社会福祉・介護事業、まちなかの賑わいに特に資すると市長が認める事業

② 特定業種以外の業種

57織物・衣服・身の回り品小売業、59機械器具小売業、60その他の小売業、77持ち帰り・配達飲食サービス業、78洗濯・理容・美容・浴場業、79その他の生活関連サービス業、82その他の教育、学習支援業、83医療業のうち療術業、92その他の事業サービス業に属する業種(風俗営業は除く)

◆補助対象経費◆

① 出店者

●店舗改装費

内装工事費、外装工事費、給排水工事及び電気工事等に係る経費並びに建物取得費
※店舗と一体的ではない什器、備品の購入に係る経費は対象外

●空き店舗の家賃

② 所有者

●店舗改修費

屋根躯体等構造物の維持修繕費、事業空間部分と生活空間部分を分離するための改修費、事業空間部分の備品等の撤去費 等

◆補助条件◆

- ① 出店者:・当該店舗において2年以上営業すること
・商店街団体等の構成員となり地域の活動に積極的に協力すること
- ② 所有者:・改修後3カ月以内に出店者に空き店舗を貸し出すこと

◆応募方法◆

補助金交付申請書及び必要書類を、見附市地域経済課交流促進係へ提出してください。

【申請書類】

- ・補助金交付申請書(別記第1号様式)
- ・事業計画書(別記第2号様式)
- ・収支予算書(別記第3号様式)
- ・賃貸借契約書若しくは取得にかかる売買契約書の写し、又は仮契約書に準ずる書類の写し
- ・事業実施位置図
- ・(出店者のみ)店舗営業に係る損益計画及び資金計画(様式有)
- ・その他市長が必要と認める書類(改装費の見積書、店舗の平面図、改装前写真、決算書等)